

意匠登録出願の
願書及び図面等の記載の手引き

令和3年3月
特許庁

はじめに

意匠登録出願にあたっては、法律及び規則に基づいて必要事項を記載した願書と、意匠登録を受けようとする意匠を表した図面等を提出する必要があります。

特許庁では、こうした願書及び図面等の記載方法を解説したガイドラインを平成3年に公表し、平成20年には当該ガイドラインを手引きとしてまとめた「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」を公表して参りました。その後、平成28年の意匠審査基準の一部改訂、平成29年の意匠審査基準の一部改訂、及び平成31年の意匠審査基準の一部改訂に伴い、記載内容の見直しや内容の充実を図ってきております。

また、今般、令和元年の意匠法改正により、新たな保護対象が加わりましたことから、当該改正に対応した新たな記載を追加するとともに、関連する記載の見直しを行っております。加えて、今般の改訂では、出願する際の願書の記載の指針となるよう、別添として「意匠に係る物品等の例」を公表しております。

本手引きは、願書及び図面の作成方法についての基本的な内容の説明と、典型的な例を記載したものですので、願書及び図面等を本手引きのとおり記載していただくことを義務づけるものではありません。

また、登録要件の詳細な内容については「意匠審査基準」を、手続きに必要とされる所定の様式等については「意匠登録出願等の手続のガイドライン」をご参照下さい。

本手引きが、意匠登録出願の際の、願書及び図面等の作成の一助となれば幸いです。

令和3年3月

審査第一部意匠課意匠審査基準室

(問い合わせ先) 電話：03-3581-1101 内線 2910 FAX：03-5570-1588

E-mail：PA1D00@jpo.go.jp

第1部	出願意匠の表し方の基本	1
1.	願書の記載の基本	2
1.1	【意匠に係る物品】の欄について	2
	(1) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途	2
	(2) 組物の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例	4
	(3) 内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例	4
	(4) 【意匠に係る物品】の欄の記載例	5
1.2	【意匠に係る物品の説明】の欄について	8
	(1) 【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかではない場合	8
	(2) 「意匠に係る物品等の例」に例示されている物品等の場合	8
	(3) 記載内容の留意点	9
1.3	【意匠の説明】の欄について	9
	(1) 記載すべき事項	9
	(2) 記載内容の留意点	10
1.4	【意匠番号】の欄について	12
2.	図面の記載の基本	13
A.	形状等の特定に必要な図について	14
2A.1	様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点	14
	(1) 形状等の特定に必要な図の作図方法の種類	14
	(2) 作図上の基本的な留意点	15
2A.2	正投影図法による作図	16
	(1) 正投影図法による作図の場合の留意点	16
2A.3	等角投影図法及び斜投影図法による作図	19
	(1) 等角投影図法	20
	(2) 斜投影図法	20
	(3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点	21
	(4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点	21
	(5) 各図法による記載例	22
2A.4	平面的な形状等（シート状の形状等）の作図	24
2A.5	その他の図の作図	25
	(1) 【模様の展開図】	26
	(2) 【断面図】	27

(3) 【切断部端面図】	29
(4) 【組合せ断面図】等	30
(5) 【拡大図】・【部分拡大図】	34
(6) 【斜視図】（等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く）	36
(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形状等が変化する場合等を表す図	37
(8) 立体表面の形状を特定する「陰」	38
(9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図	41
B. 意匠の理解を助けるための図及び透明部等を示す図（参考図）について...	46
2B.1 各部の機能等を示す参考図	46
2B.2 使用状態を示す参考図	47
2B.3 透明部を示す参考図等	48
C. 図面代用写真について	49
D. 見本、ひな形について	51
第2部 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の表し方	53
1. 願書の記載	54
1.1 【部分意匠】の欄	54
1.2 【意匠に係る物品】の欄	54
1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄	54
1.4 【意匠の説明】の欄	54
(1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載	54
2. 図面の記載	56
2.1 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法	56
2.2 図面の具体的記載方法・留意点	57
(1) 「6面図」の一般的な記載方法	57
(2) 【断面図】の記載方法	59
(3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について ...	63
(4) 【拡大図】について	68
(5) 【操作部等を説明する参考図】等について	69
(6) 「その他の部分」について	70
(7) 物品の孔部について意匠登録を受けようとする場合	71
(8) 「その他の部分」のみが表れる図について	73
2.3 「ひな形」又は「見本」の場合	77

2.4「図面代用写真」の場合	77
第3部 形状等の特徴別の表し方	78
1. 分離する部分を有するものの場合	79
1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合	79
1.2 雌部と雄部一対からなる意匠の場合	80
2. 開閉部を有するものの場合	81
2.1 扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合	81
2.2 蓋を閉じている状態が主状態である場合	82
3. 一部分が可動する構成の意匠	83
3.1 一部分が移動する構成	83
3.2 全部または一部が伸縮して形状等が変化する場合	84
4. 透明または透光性を有するものの場合	85
4.1 「透明」と「透光性を有する」との違い	85
4.2 願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点	86
4.3 【参考図】を使用した透明部の特定方法	86
4.4 透明な意匠の作図方法	87
4.5 透光性を有する場合の表し方	91
4.6 点灯部を有するものの表し方	92
5. 立体であって厚みが極めて薄いものの場合	93
6. 「長尺物」の場合	95
6.1 形状または模様が単に連続する場合	95
6.2 形状又は模様が繰り返し連続する場合	96
7. 織物地等の「地もの」の場合	98
7.1 一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合	98
7.2 四方（上下及び左右方向）に連続する場合	99
7.3 繰り返し連続する模様的一部分について意匠登録を受けようとする場合	100
8. 極めて長い部分を有するものの場合	101
8.1 「中間省略」した図の描き方	101
8.2 極めて長い部分を「中間省略」できる場合	103
8.3 作図上の留意点	103
8.4 【意匠の説明】の欄の記載の留意点	104
8.5 電源コードの図示の省略	105
9. 植毛部、網地部等を有するものの場合	106

9.1 植毛部の場合.....	106
9.2 起毛した布地やスポンジなどの材質の場合.....	107
9.3 一般的な平織の細かい網地の場合.....	109
10. 形状等が変化するものの場合.....	112
11. 組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合.....	113
12. 合成物（トランプ等）の形状等の場合.....	114
13. 複数の構成物を含む一の物品の意匠の場合.....	115
14. 画像を含む意匠の場合.....	117
14.1 画像を含む意匠の出願の基本.....	118
(1) 画像意匠の出願の基本.....	118
(2) 物品等の部分に画像を含む意匠の出願の基本.....	121
(3) 画像を含む意匠を構成要素とする組物の意匠.....	124
(4) 画像を含む意匠を構成要素とする内装の意匠.....	127
14.2 画像の特徴に応じた図面表現.....	130
(1) 仮想三次元、仮想現実（いわゆる、Virtual Reality: VR）の画像.....	130
(2) 変化する画像.....	132
(3) 意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示さなければ意匠を十分に理 解できない場合.....	147
(4) 液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合.....	148
(5) 画像展開図について.....	151
15. 建築物の意匠の場合.....	153
15.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）.....	153
15.2 願書の記載の留意点.....	154
(1) 【意匠に係る物品】の欄の記載.....	154
(2) 【意匠に係る物品の説明】の欄の記載.....	155
(3) 【意匠の説明】の欄の記載.....	155
15.3 図面の記載の留意点.....	155
(1) 建築物の内部について意匠登録を受けようとする場合.....	155
(2) 複数の構成物からなる建築物.....	156
(3) 図の表示.....	156
(4) 透視図法（パース図法）.....	156
16. 「組物の意匠」の場合.....	171
16.1 願書の記載の留意点.....	171

16.2 図面等の記載の留意点.....	173
(1) 図面等の記載方法.....	173
(2) 図の表示	173
17. 「内装の意匠」の場合	176
17.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）	176
17.2 願書の記載の留意点.....	178
17.3 図面の記載の留意点.....	178
17.4 特徴記載書	184